

## 平成29年度 事業計画

社会福祉法人ふれあい福祉協会

「ふれあい福祉協会」は、『ハンセン病問題への新生「ふれあい福祉協会」の使命と決意表明（2011年10月7日社会福祉法人ふれあい福祉協会 将来展望を開く検討小委員会』に基づき、癩予防協会と初期の藤楓協会が国の強制隔離政策に深くかかわった歴史的経緯を胆に銘じ、ハンセン病に関する正しい理解の啓発や元患者、回復者、その家族の皆さんの名誉回復に全力で取り組んでいく将来展望の一環として、ハンセン病資料館の目的（ハンセン病患者・回復者およびその家族ら、亡くなられた方も含めての名誉回復）を具現化するためにハンセン病資料館の管理運営を担えるよう今後とも最大限努力します。

### I 第2種社会福祉事業

#### 1. 社会復帰者相談事業の実施

ハンセン病療養所の入所者及び退所者並びにその家族の方々に対し、生活面での様々な問題の相談に応じる事業を実施する。

特に、ハンセン病療養所を退所し、社会復帰した方の中には、地域の中で生活していく上で、偏見・差別、長期にわたる療養所生活、後遺症あるいは高齢などの理由により医療、生活、職場等において様々な問題に直面することがある。

このため、社会復帰者に対して助言を行うなど、問題解決のための相談窓口を設置し、相談事業を行う。

また、療養所のケースワーカー、都道府県のハンセン病担当者との連絡を密にし社会復帰者に対するきめ細やかな相談事業を行う。

さらに、平成29年度も社会福祉専門職団体協議会が行っている「ハート相談センター」の相談事業と業務提携し当協会の相談事業として行う。

また、28年度から事業化された退所者による社会啓発推進・相談事業について、各社会啓発推進・相談員（ピアサポーター）が継続的かつ円滑な活動に向けた支援・助成を行う。

#### 2. 社会復帰支援事業の実施

ハンセン病療養所から退所し社会復帰を希望する者に対して、その自立を支援するために、退所する際に必要となる経費（住宅の確保、引越し費用、日用品購入、技能取得および就労準備費用）および復帰後一定期間経過後必要となる、社会生活訓練資金について支援を行う。

このため、各ハンセン病療養所の福祉担当者を集め、問題の把握、検討

を行うための社会復帰者支援事務担当者会議を開催する。

また、ハンセン病療養所入所者の社会復帰について、今までの支援事例を分析評価することにより、社会復帰者の実情などの把握を行い、希望者が社会復帰しやすい環境、社会復帰促進に資する環境づくりや、高齢化に伴う諸問題について調査を行う。

殊更、らい予防法が廃止された1996年から20年目を迎える2016年に開始した退所者等実態調査を引き続き実施し、らい予防法の廃止がハンセン病療養所の入所者の生活にどのような変化をもたらしたのか否か、退所者に対する世の中の偏見・差別がどのようなものであったか、最近の暮らしぶりはどうであったか等の調査研究を行いその実態を検証し、ハンセン病をめぐる施策の負の影響を多角的に明らかにする。その過程で生活困窮者の実情などを把握し、必要に応じた支援策のあり方等についての検討結果を公表する。

### 3. 障害福祉サービス事業の実施

精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、障害福祉サービス(共同生活援助11室、短期入所ショートステイ1室)を運営する。

加えて、近隣のアパート等を利用するサテライト型の障害福祉サービス(共同生活援助)を計画し早期実施を図る。

### 4. 地域活動支援センター事業の実施

これは精神障害者に地域活動支援センターに来所していただき、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに社会交流を促進させることによって、地域における障害者等の自立の促進と社会参加を図ることを目的とする区市町村の事業である。これを渋谷区からの助成を受けて行う。

### 5. 相談支援事業の実施

精神障害のある方、その家族・保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者のその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

## II 公益事業

### 1. 宿泊所の設置運営

ハンセン病療養所の入所者及び退所希望者等に対し、就職活動や技能修得のため、又は居住場所を確保出来るまでの間、或いはその他の用務で利用することを目的とした宿泊所(2人室1室)を運営する。

### 2. 普及啓発等事業

#### (1) 社会交流事業の実施

地域社会との交流が少ない療養所入所者が、療養所周辺等の地域住民

との交流を深めることによって、一般社会のハンセン病に対する偏見を払拭するために各療養所及び入所者自治会等が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行う。

助成対象事業は、自治会が行う花見、盆踊り、文化祭などの催し物及び入所者の行っている各サークル活動等に地域住民が参加し、催し物及び園外に出て行う活動に対する助成を行う。

(2) 地域啓発推進事業の実施

ハンセン病に対する偏見・差別は、地域により異なるので、地域の事情に応じた効果的な啓発を推進するため、各療養所に「地域啓発推進員」を置き、自治会協力のもと、地域の実情に応じた啓発活動を図ることを目的とした事業に対して助成を行う。

(3) ハンセン病対策促進事業

ハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における新たな取り組みを支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する目的で、地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえたハンセン病に関する新たな取り組み、例えば、パネル展、映画上映会、講演会の開催、相談員の育成、訪問生活支援などの企画を募集し、審査会を経て、支援の対象として選定した取り組みについて、必要な経費（最高 250 万円）の全部又は一部を負担する事業を行う。

(4) 「ふれあい福祉だより」の刊行

普及啓発等事業の一環として、啓発小冊子「ふれあい福祉だより」を引き続き発行しハンセン病に対する正しい知識の普及を図る。

### Ⅲ 収益事業

#### 物品販売事業